

松阪安衛月報

4月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

続けます!!「死亡災害ゼロ」

「アンダー240」目指せ!過去最小値!

松阪労働基準監督署管内(松阪市・多気郡)では、第13次防労働災害防止計画(平成30年から令和4年までの5か年計画)期間中、年間の休業4日以上の死傷災害数を、過去の最小値である242人を下回る「240人未満」を目標として、各種災害防止対策に取り組んでまいりました。

残念ながら、期間中、死傷災害数は過去の最小値を下回ることとは出来ず、令和4年は対前年よりも増加する結果となりました。

死亡災害は、期間中に6人の方が亡くなっています。

令和5年から新たな5か年計画である第14次労働災害防止計画が始まります。松阪署における具体的な計画は、

改めてお知らせしますが、過去の最小値である242人を下回るまでは、「アンダー240」を引続き数値目標に掲げて活動していきます。

「死亡災害ゼロ」は、令和2年10月から継続されています。今後も、松阪署管内において、悲惨な死亡災害が発生することのないよう皆様と取り組んでいきます。

月報を介して、事業場の安全衛生活動に少しでも役に立つ情報を届けられるよう努めてまいりますので、今年度もよろしくお願ひします。

松阪労働基準監督署長

藤田 香

足場からの墜落・転落災害防止のため、規則が改正されました

① 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭い現場で使用される一側足場について、十分な幅がある場所(幅が1メートル以上の場所)においては、**本足場の使用が義務付けられます**(つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときを除きます)。

② 足場の点検を行う際、点検者の指名を義務付け

事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、**点検者をおらかじめ指名**することが義務付けられます。

③ 足場点検後の記録事項に点検者氏名を追加

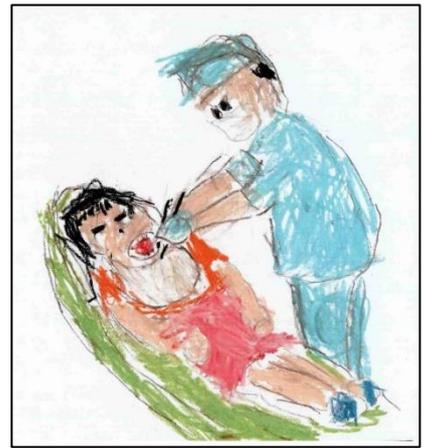
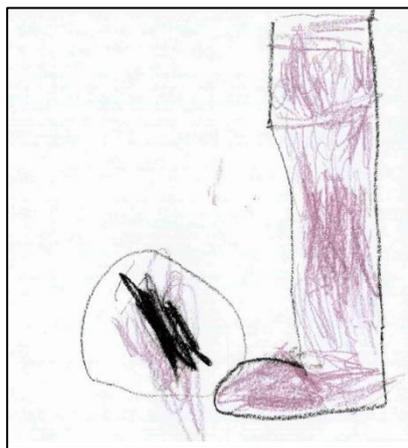
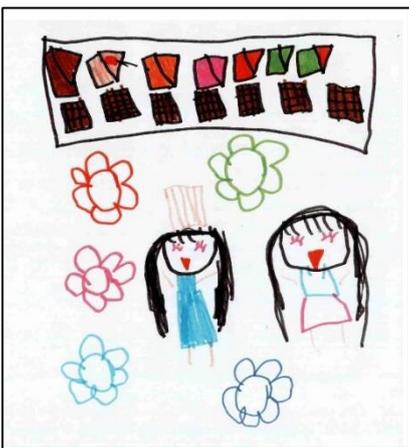
事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに**記録及び保存すべき事項**(現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合)については、**当該措置の内容(に、当該点検者の氏名を追加しなければいけません。**

公布日: 令和5年3月14日

施行日: ① 令和6年4月1日

②③ 令和5年10月1日

身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラスト(共催: 松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会)を、松阪・多気地区の未就学児から募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、応募作品を紹介しています。



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

松阪労働基準監督署 お知らせ

検索

令和4年の労働災害発生状況

確定しました

死亡者数ゼロ、死傷者数273人

令和4年の労働災害発生状況は、死亡災害が0人（前年同数）、休業4日以上死傷者数が273人（前年比24人増）でした。

業種別では、製造業が57人と前年比4人減に対し、建設業は35人で前年比8人増、道路貨物運送業は44人で前年比9人増、小売業は41人で前年比8人増となっています。災害が増加した業種ではより一層、減少した業種でも油断せず、災害防止対策に取り組んでください。

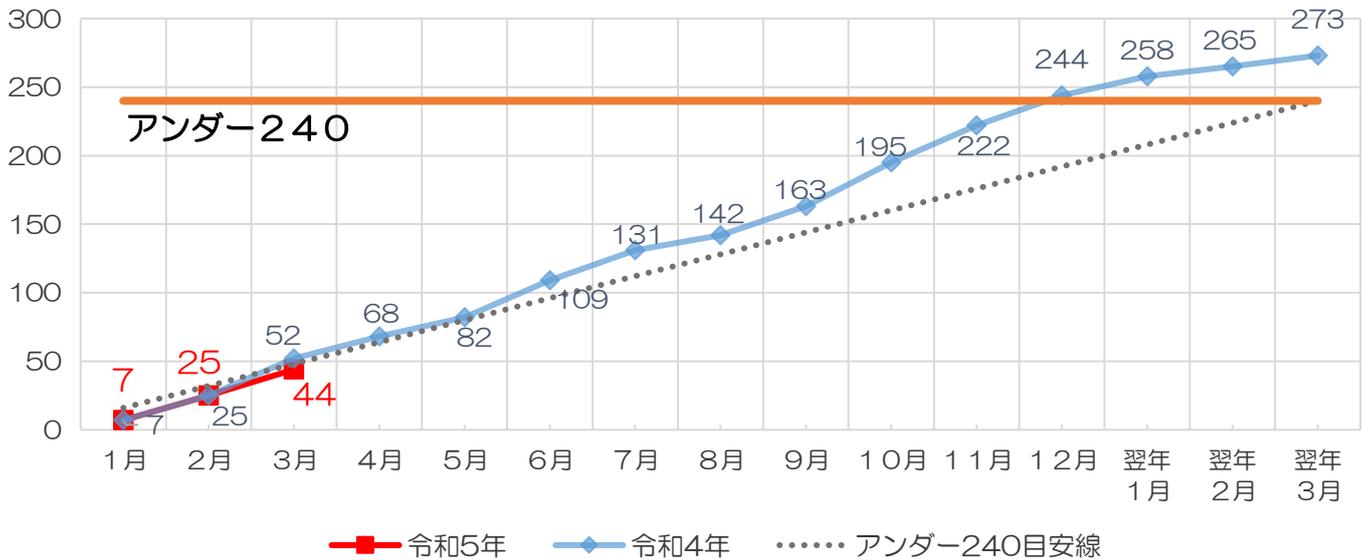
事故の型別では、転倒が74人と最も多く、次いで墜落・転落が49人となっています。これら2つの災害で全体の約45%を占めていることから、特に転倒災害、墜落・転落災害の防止に取り組んでください。

注 公表の数値はすべて新型コロナウイルスの感染によるものを除外しています。

転倒災害防止チェックリスト

- ① 通路、階段、出口に物を放置していませんか
- ② 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
- ③ 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか
- ④ 靴は、すばりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか
- ⑤ 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
- ⑥ 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか
- ⑦ ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか
- ⑧ ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか
- ⑨ 転倒を予防するための教育を行っていますか

松阪&多気 各月末時点における労働災害発生状況



松阪労働基準協会が

ホームページを開設しました

松阪労働基準協会では、令和5年4月1日よりホームページを開設し、講習会の開催情報や三重労働局、松阪労働基準監督署からの連絡事項などを随時公開しています。また、「松阪労働基準監督署からのお知らせ」へのリンクもありますので、ご案内します。

QR URL <https://matsusaka-rouki.jp>

本年度STOP熱中症クールワークキャンペーン期間がはじまります

昨年の熱中症における災害発生は、三重県内で死亡を含む休業4日以上死傷者数が8人、うち死者数は2人でした（1月13日速報値）。

本キャンペーンは、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とし、毎年4月はその準備期間となっております。

暑さが本格化するまでに、皆様方の取り組みをよろしく願います。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。

準備期間（4月）にすべきこと

- 労働衛生管理体制の確立
- 作業計画の策定
- 設備対策の検討
- 休憩場所の確保の検討
- 服装の検討
- 緊急時の対応の事前確認
- 教育研修の実施

労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
(<https://site.mhw.go.jp/rhe-roudoukyoku/kantoku/matsusaka/>)

